

岩手県告示第512号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 申請のあった年月日 平成24年7月5日
- （2） 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人緑の相談室
 - イ 代表者の氏名 鎌田定悦
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市内丸4番15号
- （3） 定款に記載された目的 この法人は、岩手県が推進する「自然と共生、環境を基調とする社会」の実現に向けて緑化に関する各種の相談に応じると共に、緑の持つ特性を啓蒙し、併せて、良好な景観形成を創造するため、自然資源を活用したまちづくりの推進に関する事業を行い、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与する事を目的とする。
- 2（1） 申請のあった年月日 平成24年7月5日
- （2） 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人しずくいし・いきいき暮らしネットワーク
 - イ 代表者の氏名 西山甲士良
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県岩手郡雫石町長山矢筈125番地1
- （3） 定款に記載された目的 この法人は、雫石町の地域資源を活用して、心の豊かな地域社会の構築を図ることを目的とする。
- 3（1） 申請のあった年月日 平成24年7月9日
- （2） 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ハートピュア盛岡
 - イ 代表者の氏名 千葉健一
 - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市
- （3） 定款に記載された目的 この法人は、心身に障がいを持つ当事者、家族、ボランティア、一般市民が協力し合い、心身に障がいを持つ者の社会復帰の促進を図り、「完全参加と平等」を指標に障がい者の自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。